

2022年8月23日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
総務大臣 寺田 稔 様
デジタル大臣 河野 太郎 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
厚生労働副大臣 伊佐 進一 様、羽生田 俊 様
厚生労働大臣政務官 畦元 将吾 様、本田 颯子 様
衆参厚生労働委員会 委員各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 眞鍋 馨 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

オンライン資格確認システム導入の義務化撤回を求める要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために日夜ご奮闘いただき、誠にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する保険医 2,300 人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

厚生労働大臣は 22 年 8 月 3 日、中央社会保険医療協議会（中医協）に対して「オンライン資格確認の導入の原則義務付け」を諮問、中医協は 8 月 10 日答申しました。

当協会はこの諮問・答申に断固反対し、撤回を求めます。

厚生労働大臣は諮問書の中で「答申に当たっては、別紙「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき行っていただくよう求めます」と書かれましたが、そもそも閣議ないし閣議決定に法的拘束力はありません。それにも関わらず、全ての国民が遍く利用する保険診療、それを担う保険医療機関の多くに対して「保険診療を続けるならオンライン資格確認システムを導入せよ」と原則義務付け、経営的な負担を強要するとは暴挙としか言えません。

閣議決定されたからといって、保険医療機関に一方的な負担を課す重大な制度変更を「療養担当規則の改定」のみで安易に強要するとは、新型コロナウイルス感染症の猛威と闘いつつ地域医療を守っていた保険医療機関に対して余りにも酷い仕打ちです。憲法第 29 条で保障された財産権の侵害にも抵触するのではないのでしょうか。閣議決定されたからといっても、このような重大な制度変更を国会に諮らず厚生労働大臣の「裁量」で諮問し、答申させるなど「三権分立」を脅かし憲法第 14 条を軽視する軽挙妄動と言わざるを得ません。

一方、社会保障審議会医療保険部会で再三指摘されていた「システムベンダによる見積もりが過大になる傾向」「世界的な半導体不足によりパソコンが枯渇しており（特にノートパソコン）、調達に遅れ」は改善されたのでしょうか。そのことを全く説明せず、オンライン資格確認システム導入の義務化へ遮二無二突き進む政府及び厚生労働省の態度に強い不信感を抱かざるを得ません。

以上の理由により、京都府保険医協会は、オンライン資格確認システムの原則義務化に対して強く抗議し、即時撤回を求めます。

以上